

(案)

前橋市こども基本条例の素案

～こども向け～

前橋市を、こどもの笑顔があふれるまちにするため、

こどもの権利を守る条例を作ります。

よりよい条例を作るため、

みんなの意見を聞かせてください！

意見を募集する期間：令和7年8月29日(金)まで



まえばしし きほんじょうれい 前橋市こども基本条例ってななに？



まえばしし あんしん しあわ す
前橋市を、こどもが安心して、幸せに過ごしながら成長できるまちにするための「ルール」です。

おとな けんり し
大人にも、こどもにも、こどもの権利を知ってもらい、みんなでこどもの権利を守っていくために、
あたらし つく
新しいルールを作ります。



ことば い み 言葉の意味

● じょうれい 条例

まえばしし つか
前橋市だけで使う「ルール」です。

● けんり 権利

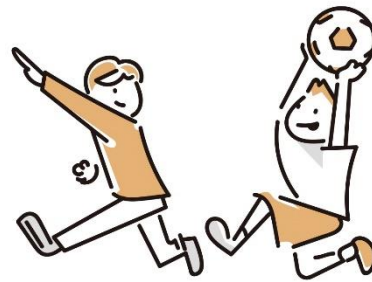
う とき も つぎ
みんなが生まれた時から持っている、次のことです。

- してもいいこと（食べる、まな 学ぶ、やす 休む、など）
- してもらえること（おし 教えてもらう、まも 守ってもらう、など）
- しなくてもいいこと（あぶ 危ないことなどをむり 無理にしなくていい、など）

なんさい こどもって何歳まで？

げんそく、^{さい}0歳～^{さい}17歳^{ひと}の人をいいます。

こどもは、^{こころ}心も^{からだ}体も^{せいちょう}成長している^{とちゅう}途中にあり、
^{じぶん}自分の^{ちから}力だけではできないことがたくさんあります。
そのため、^{さい}18歳になるまでは「こども」として、
その^{けんり}権利を^{まも}守る^{ひつよう}必要があります。



こどもの^{けんり}権利^{まも}を守るための

たいせつ ^{かんが}かんが ^{かた}かた 大切な考え方

つぎ
次の4つのことを大切に^{たいせつ}して、こどもの^{けんり}権利を
^{まも}守ります。

1. どんな^{りゆう}理由があっても^{さべつ}差別をしないで、
^{ひと}人として^{たいせつ}大切にします。

2. こどもにとって^{いちばん}一番よいことは^{なに}何か、
^{いちばん}一番に^{かんが}考えます。

3. ^{ひとりひとり}一人一人にあった^{しえん}支援をします。

4. こどもの^{いけん}意見を^き聞き、その^{いけん}意見を^{たいせつ}大切に
^{あつか}扱います。

こどもの^{けんり}権利^{なに}って何があるの？

こどもは、たくさんの^{けんり}権利^もを持っていますが、
その中^{なか}でも、前橋市^{まえばし}では特^{とく}に次^{つぎ}の4つの^{けんり}権利^も
を^{たいせつ}大切にします。

1. ^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく^い生きる^{けんり}権利
2. ^{こころ}心ゆたかに、すこやかに^{そだ}育つ^{けんり}権利
3. ^{じぶん}自分を守り、^{まも}自分が^{けんり}守られる^{けんり}権利
4. ^{いけん}意見を^{あらわ}表し、^{さんか}参加^{けんり}する^{けんり}権利

^{ぐたいてき}具体的には^{つぎ}次のページへ



^{たいせつ}大切なこと

^{じぶん}自分に^{けんり}権利があることと同じように、^{おな}他の人にも^{けんり}権利があります。

^{ほか}他の人の^{けんり}権利も、^{じぶん}自分のものと同じくらい^{たいせつ}大切にする^{ひつよう}必要があります。

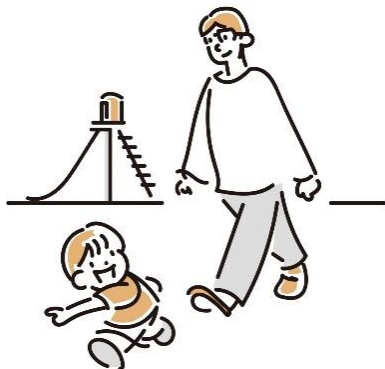
1. ^{あんしん}安心して^{じぶん}自分らしく^い生きる^{けんり}権利

- ^{いのち}命が^{たいせつ}大切にされること
- ^{ひと}人と^{ちが}違うところがあっても、それが「その^{ひと}人らしさ」であり、^{だれ}誰もが^{ひと}人として^{たいせつ}大切に^{あつか}扱われること など



2. ^{こころ}心ゆたかに、^{すこやかに}すこやかに^{そだ}育つ^{けんり}権利

- ^{あいじょう}愛情と^{りかい}理解をもって^{そだ}育ててもらえること
- ^{ゆめ}夢や^{きぼう}希望をもって、^{ちょうせん}挑戦すること など



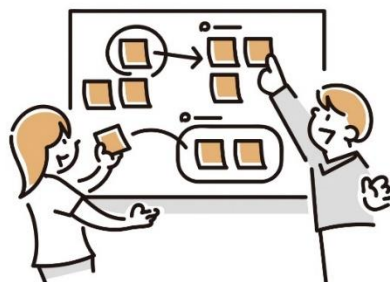
3. ^{じぶん}自分を守り、^{まも}自分が**守られる権利**^{けんり}

- ^{さべつ}どんな差別も^う受けないこと
- いじめ、^{たいばつ}体罰、^{ぎゃくたい}虐待など、^{からだ}体や^{こころ}心に対する^{たい}など
^{ぼうりょく}暴力^うを受けないこと



4. ^{いけん}意見を^{あらわ}表し、^{さんか}**参加する権利**^{けんり}

- ^{じぶん}自分の^{きも}気持ちや^{いけん}意見を^{あらわ}表すことができ、
^{たいせつ}それが大切にされること
- ^{しゃかい}社会に^{さんか}参加し、^{いけん}意見を^{あらわ}表す^{きかい}機会がもらえる
こと



こどもの^{けんり}権利は^{だれ}誰が^{まも}守るの？

こどもの^{けんり}権利を^{まも}守ることは、^{おとな}大人の^{やくわり}役割です。
^{おとな}すべての^{おとな}大人が、それぞれの^{たちば}立場から、こども
の^{けんり}権利を^{まも}守ります。

また、こどもが、^{じぶん}自分の^{けんり}権利と^{ほか}他の^{ひと}人の^{けんり}権利
を^{たいせつ}大切にできるように、^{おとな}大人が^{きょうりよく}協力して^{ささ}支えて
いきます。



こどもの^{けんり}権利を^{まも}守り、

し 知^しってもら^しうために

1. ^{おとな}大人が^と取^く組^くむこと

- こどもが^{いけん}意見を^い言^いいやす^いく、^{しゃかい}社会に^{さんか}参加できる^いように^いします。
- こどもの^{いけん}意見を^{たいせつ}大切に^{あつか}扱^{あつか}います。
- こどもが^{じぶん}自分で^{かんが}考^{かんが}えて^{おこな}行^{かつどう}う^{おうえん}活動^{ささ}を^{ささ}応援^{ささ}し、^{ささ}支^{ささ}えます。

2. ^{まえばしし}前橋市が^と取^く組^くむこと

- こどもの^{けんり}権利とこの^{じょうれい}条^{ひろ}例^{ひろ}を^{ひろ}広^{ひろ}めます。
- ^{がつ}1^{にち}1^{まえばしし}月^{けんり}2^ひ0^ひ日を^{けんり}前橋市こどもの^{けんり}権利^ひの日^ひとし、
^{ひと}た^しく^とさ^くん^との^く人^くに^く知^くっ^くて^くも^くら^くう^く取^くり^く組^くみ^くを^くし^くま^くす。



まめちしき 豆知識

^{がつ}1^{にち}1^{けんりじょうやく}月^{けんり}2^{まも}0^{まも}日は、こどもの^{けんり}権利^{まも}条^{けんり}約^{まも}という、こどもの^{けんり}権利^{まも}を^{けんり}守^{まも}る^{まも}た^{まも}め^{まも}の^{まも}国^{まも}際^{まも}的^{まも}な^{まも}ル^{まも}ー^{まも}ル^{まも}が^{まも}決^{まも}め^{まも}ら^{まも}れ^{まも}た^{まも}日^{まも}で^{まも}あ^{まも}り、^{まも}世^{まも}界^{まも}こ^{まも}ど^{まも}の^{まも}日^{まも}に^{まも}な^{まも}っ^{まも}て^{まも}い^{まも}ま^{まも}す。

みんなの意見を聞かせてください

前橋市子ども基本条例の素案を読んでみて、どう思ったか、
どうするとより良いものになるかなど、みんなの意見を
聞かせてください。

■意見の提出方法（2～5は意見書を書いてください）

1. 電子申請

- ・17歳までの人 →



<https://logoform.jp/f/TXEuT>

- ・18歳以上の人 →



<https://logoform.jp/f/opRvr>

2. 郵送

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36-17

前橋市保健センター2階 こども政策課 あて

3. FAX 027-243-6474

4. メール kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp

5. 持参

- ・前橋市保健センター（2階こども政策課）
- ・前橋市役所（2階情報公開コーナー）
- ・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター

■提出期限

令和7年8月29日（金）まで（必着）

（郵送のみ当日消印有効）